

答申第53号

(諮問第70号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県警察本部長(以下「実施機関」という。)が平成22年11月29日付けで行った個人情報不開示決定処分は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、平成22年11月15日付けで、実施機関に対して、次の内容の個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

「米に毒物混入の疑いがあったので、私は平成19年10月11日に大分南警察署へ届けましたが、その米の検査結果がわかるもの」

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る個人情報について、大分南警察署で保管されている鑑定書(以下「本件対象公文書」という。)に記録された審査請求人に関する情報を特定し、条例第33条第3項第2号(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に基づく訴訟関係書類に記録された個人情報については、開示等の規定を適用しない。)に該当するため不開示決定を行い、平成22年11月29日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、上記不開示決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、平成22年12月27日付けで、大分県公安委員会に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

不開示決定処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

何者かから田圃に変な物質をまかれ、その田圃でできた米を食べていたら健康被害が出た。

その為警察に届出を行い、警察から検査結果は安全か危険かハッキリしない返事であったことから米の検査表の開示請求をした。

審査請求人の米の検査結果表は同人の個人情報であって、同人に開示されても不利益は一切ないので、条例第33条第3項第2号に該当しないので、開示して欲しい。

第4 実施機関の主張の要旨

本件審査請求に対する実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

1 本件対象公文書の種類及び性質について

本件対象公文書は、刑事訴訟法第223条第1項の規定に基づき、犯罪捜査に利用する目的により、大分南警察署が大分県警察本部刑事部科学捜査研究所を通じて、警察庁科学警察研究所に対し、鑑定嘱託を行ったことにより、警察

庁科学警察研究所の鑑定人が鑑定の経過及び結果を記載した鑑定書である。

2 本件対象公文書の刑事訴訟法第53条の2第2項該当性

(1) 刑事訴訟法第53条の2第2項

刑事訴訟法第53条の2第2項では、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第4章の規定は適用しない。」と定められている。

(2) 訴訟に関する書類の該当性

刑事訴訟法に基づく訴訟に関する書類とは、「書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官、弁護士、司法警察員その他の者が保管しているものも含まれる」(大阪地裁平成16年1月16日判決)。

また、訴訟に関する書類は、訴訟記録に限られず、不起訴記録、不提出記録の如何を問わない(これまでの内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申例)。

(3) 本件対象公文書の刑事訴訟法第53条の2第2項該当性

本件対象公文書は、刑事訴訟法の規定により捜査の過程で作成された鑑定書であり、訴訟に関する書類に該当する。

(4) したがって、本件対象公文書に記録された個人情報には行政機関個人情報保護法第4章の規定は適用されない。

3 本件対象公文書に記録された個人情報の条例第33条第3項第2号該当性

条例第33条第3項第2号に、法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないこととされた個人情報は、条例第2章の第2節「個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求」にかかる規定及び第3節「不服申立

て等」にかかる規定は、適用しないと定められている。

上記のとおり、本件対象公文書に記録された個人情報には条例第33条第3項第2号に規定されている、法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないこととされた個人情報に該当する。

したがって、条例第2章の第2節「個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求」にかかる規定及び第3節「不服申立て等」にかかる規定は適用されない。

- 4 以上の理由により、本件開示請求について、不開示処分の決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、審査請求人の届出に基づいて、犯罪捜査の目的で、刑事訴訟法第223条第1項の規定に基づき作成された鑑定書である。

- 2 条例第33条第3項第2号は、法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないこととされた個人情報については、条例第2章の第2節「個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求」及び第3節「不服申立て等」にかかる規定を適用しないとしている。

本件対象公文書は、刑事訴訟法第53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に該当するため、同規定により、行政機関個人情報保護法第4章の規定は適用されない。

よって、本件対象公文書については、条例第2章の第2節「個人情報の開

示、訂正及び利用停止等の請求」及び第3節「不服申立て等」にかかる規定は適用されない。

3 審査請求人の意見について

審査請求人は、まず、「審査請求人の米の検査結果表は同人の個人情報であって、同人に開示されても不利益は一切ないので、条例第33条第3項第2号に該当しない」と主張している。

確かに当該米の検査結果は審査請求人の個人情報としての側面も有しているものの、犯罪捜査の目的のために得られた情報としての側面も有している。

したがって、審査請求人の利益のみで開示・不開示を決定することはできない。

上記のとおり、刑事訴訟法第53条の2第2項が「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」については行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないとしているのも、犯罪捜査の目的のために得られた情報であるという特質に基づくものである。

したがって、審査請求人の上記主張は認められない。

また、審査請求人は、上記主張以外にも種々主張しているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、実施機関が本件対象公文書に記録された個人情報は条例第33条第3項第2号に該当するとして、不開示決定を行ったことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
平成23年2月15日	諮問
平成23年2月23日	事案審議（平成22年度第10回審査会）
平成23年3月23日	事案審議（平成22年度第11回審査会）
平成23年4月26日	事案審議（平成23年度第1回審査会）
平成23年6月29日	答申決定（平成23年度第2回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会委員

氏名	職業	備考
原口祥彦	弁護士	会長
宇野稔	大分大学経済学部教授	H23.3.31 退任
城戸照子	大分大学経済学部教授	H23.4.1 就任
武田寛	大分県商工会議所連合会専務理事	
森哲也	元大分合同新聞社特別顧問	
矢野目真弓	大分県地域婦人団体連合会会長	H23.3.31 退任
安部志津子	大分県地域婦人団体連合会副会長	H23.4.1 就任
山本記顯	大分県医師会常任理事	H23.3.31 退任
三倉剛	大分県医師会常任理事	H23.4.1 就任
渕野壽美子	元大分市立高田小学校長	
赤星哲也	日本文理大学工学部教授	H23.3.31 退任
佐伯圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	H23.4.1 就任
阿南栄子	元大分市大南支所支所長補佐	